

養父市農業委員会

第29回会議録

令和4年2月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第29回会議録

1. 開催日時 令和4年2月24日(木曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館・A研修室

3 議 事

議案第94号 農用地利用集積計画の承認について

議案第95号 非農地証明について

議案第96号 空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定について

議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地法3条の規定による許可申請について

報告② 農地の使用貸借の解約通知について

4. 出席農業委員(11名)

1番 秋山博	2番 山根達夫	4番 寺尾稔	5番 大谷忠雄
6番 奥藤雅行	8番 谷垣重俊	9番 西谷眞一	
10番 北本健一郎	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	13番 圓山満

5. 欠席農業委員(2名)

3番 藤原義幸 7番 前川章

6. 出席推進委員(10名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 木下計介	17番 藤原隆弘
18番 鷹野孝一	19番 安達繁	22番 上垣美由紀	23番 森脇耕助
24番 井上勝雄	25番 藤原健次		

7. 欠席推進委員(2名)

20番 栗田匡晃 21番 林田雅美

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 次長 稲津 義彦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹

事務局 : それでは、時間になりましたので、ただいまより第 29 回農業委員会総会を開会いたします。

開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。今日はちょっと場所が違います。会場もちょっと狭くなっておりまして申し訳ないですが、よろしくお願いいたします。

今日は足元の悪い中、皆さん御足労いただきましてありがとうございます。また、午前中は現地調査ということで、雪がたくさん積もっているところもあって確認をされるのが大変だと思いますけども、ありがとうございました。今日は議案等がそう多くはありませんけれども、後でまた人・農地プランの研修等も行う予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

事務局 : それでは、会議の成立につきまして御報告をいたします。本日出席、農業委員 13 名中 11 名の出席です。養父市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。

なお、農地利用最適化推進委員については 10 名の出席となっておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

それでは、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第 5 条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、谷垣会長にお願いをいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、12 番の西谷英樹農業委員と 1 番の秋山農業委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 94 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : では、本日お配りしました別冊を御覧ください。議案第 94 号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和 4 年 3 月 1 日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が 18,301 平方メートル、19 筆、畑が 11,632 平方メートル、15 筆、合計 29,933 平方メートル、34 筆となっております。利用権の設定を受ける戸数は 17 戸、設定をする戸数は 8 戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借及び賃貸借です。利用権の内容別では、使用貸借が 17 筆、15,344 平方メートル、そのう

ち新規が 15 筆、14,585 平方メートル、再設定が 2 筆、759 平方メートル。解除条件付使用貸借が 2 筆、1,638 平方メートル。賃貸借権が 15 筆、12,951 平方メートル、そのうち新規の設定が 12 筆、10,624 平方メートル、再設定が 3 筆、2,327 平方メートルとなっております。

利用権の始期は公告日からで、契約別に見ますと、2 年契約が 1 筆、2,147 平方メートル、4 年契約が 2 筆、759 平方メートル、5 年契約が 3 筆、1,887 平方メートル、10 年契約が 3 筆、2,327 平方メートル、11 年契約が 13 筆、12,189 平方メートル、20 年契約が 12 筆、10,624 平方メートルとなっております。

詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。番号 9 番から 19 番が農地中間管理事業を活用するもので、中間管理機構から転貸を受け耕作する者を備考欄下段に記載しております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
山根農業委員。

山根委員： ちょっと事務局に 2 点ほど質問します。4 番の貸主が老人ホームの方です。借主が西宮の方ですね、名字が一緒なので、ひょっとしたら親子か兄弟か、ちょっと関係が分かりませんが、800 平米ぐらい、畑ですので、田んぼじゃないので、心配ないかもしれませんが、西宮の方がこれを借りてどうするのかということが 1 点目。それから、7 番の大屋の、借主が多分法人の方と思いますが、6,300 m²からの畑を借りており、分かる範囲で、公表できるのであれば、何を耕作するのかというのを教えてほしいです。

事務局： まず最初の西宮の方が耕作されるというところですけども、こちら住所は西宮の方ですけども、八木のほうにも住居がございまして、その都度帰ってこられております。アグリ畑ケ中という農事組合法人の役員の方でもあります、畑で富有柿を生産されておりますので、その収穫等に帰ってこられるということになっております。

2 点目のところですけども、アグリハイランド金谷ということで、こちらおおや高原のほうの農地になります。こちら新規の設定になっていますが、おおや高原を開発したぐらいからもう既に金谷さんが作られているところです。契約栽培ということで、野菜を作られます。これと次の番号の方も同じですけども、おおや高原で耕作されてる野菜部会の方で権利設定を結んでいないものがございましたので、そちらをまた新規に設定するという形になっております。作られるのは主に野菜ということになっております。以上です。

山根委員： 分かりました。

議 長： ほかにございませんか。
大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。山根委員が質問あったところの7番ですけど、これは農地ですけど、養父市の土地があるのですか。

議 長： 事務局説明をお願いします。

事務局： おおや高原の開発につきましては、まずは養父市ではなくてみどり公社の土地がございました。開発後、みどりに換地されましたが、みどり公社は耕作しませんので、養父市の試験圃場ということで幾らか名義変更されました。その後、野菜部会の7番であればアグリハイランド金谷さん、8番であれば仮谷さんという方がずっと耕作を続けておられました。今、おおや高原では土地改良事業ということでパイプラインの増設をしております。その関係で、権利設定をしっかりと行いましょうということで、もともと養父市名義の土地があるのですけども、そこはもう既に使われている土地ということで、しっかりと権利設定を行うため、今回、利用権が出てきたということになっております。

大谷委員： 養父市が農地を所有できたのですか。

事務局： 地方公共団体は、原則できないのですけども、試験圃場であれば持てるということで養父市名義の土地があるものです。

大谷委員： 了解しました。

議 長： ほかにございませんか。

(質 疑 な し)

質疑なしと認め、議案第94号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第95号、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： 6ページです。議案第95号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、堀畑の土地2筆で、面積が151平方メートルです。所有者は朝来市和田山町の方で、非農地の事由といたしましては、申請の土地は昭和50年頃から住宅として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは7ページから11ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の堀畑の件について、本日は担当の藤原委員が欠席ですので、圓山農業委員より説明を求めます。

13番、圓山農業委員。

圓山委員： 13番、圓山です。よろしくお願ひします。7ページの図面で見ただくと、下に9号線が走っておりまして、南但スポーツセンターの向かいになります、堀畑地区の一部となっております。赤丸で囲まれているところですが、どんな状況かという、カラー写真で見ただくと、ほぼほぼ住宅地に囲まれてる、堀畑でも住宅地が固まっているところになります。下側に空き地がありますが、現在はそこにも新しい家が建ってありました。やはり住宅地になってきているところでもあります。この物件に関しましては、水路等、周囲にあるのですが、この建物によって周辺農地に悪影響を与えているという状況ではありません。始末書にも書いてありましたが、そういうことなら致し方ないのかなという物件であると思います。審議のほうよろしくお願ひします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

10番、北本農業委員。

北本委員： 北本でございます。ただいま圓山委員のほうから報告がございましたように周りは道であり、特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

19番、安達推進委員。

安達推進委員： 安達です。午前中に現地調査に同行させていただきました。写真を見てもらったとおりですので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第 95 号の 1 番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 96 号、空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第 96 号になります。空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定についてです。農地の取得できる下限面積を 10 アールから 1 アールに引き下げるものです。

1 番、設定する区域が鉄屋米地の土地 1 筆となっております。地目が畑で、面積が 349 平方メートルで、所有者は大塚の方です。関連ページは 13 ページから 17 ページとなっております。

2 番、設定する区域が八鹿町坂本の土地 1 筆となっております。地目が畑で、面積が 223 平方メートルです。所有者は奈良県奈良市の方です。関連ページは 18 ページから 22 ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、1 番の鉄屋米地の件について担当の藤原農業委員の説明を求めるところですが、本日は欠席です。藤原委員から報告書を提出いただいておりますので、事務局からそれを読み上げていただきます。

事務局： 報告書になります。空き家に附属する農地の現地確認書ということで、下記の物件につきましては、令和 4 年 2 月 14 に現地確認をいたしましたので報告を受けております。

場所の説明を私のほうからさせていただきます。13 ページを御覧ください。ちょうど右岸道路から奥米地向きに入る道、県道上村養父停車場線を入りまして、入ってすぐ右手に曲がるようになっております。

15 ページを御覧ください。航空写真をつけております。空き家のすぐ横に対象農地がございます。16 ページには現地の写真をつけております。もとも

とはもう少し木も鬱蒼と生えておりまして、なかなか耕作できないのではないかということでしたが、今回この申請者の方が事前に農地のほうをきれいにされておりまして、きれいにされた後に、現地の写真を撮ってまいりました。以上で説明を終わります。

議長： この件について質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 96 号の鉄屋米地について採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第 96 号の 2 番、八鹿町坂本の件について担当農業委員の説明を求めます。

5 番、大谷農業委員。

大谷委員： 5 番、大谷です。ページ数は 18 ページを見ていただきましたら、丸印が申請地でありまして、集会所があるところでございます。下の道は市道坂本線です。それから、19 ページには、その空き家から下側に圃場があるのですが、その中の 1 区画で畑ですが、1214 番が該当します。圃場整備されたところでございます。次のページ、20 ページが、地図を入れております右側が市道坂本線です。左側のほうは堤防になります。21 ページは、該当する農地の写真を撮っております。それで、次のページ、22 ページが現在の建物の状況です。この所有者の方は奈良市の在住でございます。よろしく御審議お願いいたします。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 96 号の八鹿町坂本の件について採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 97 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 23 ページを御覧ください。議案第 97 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号 1 番、養父市八鹿町八木の土地 2 筆、合計面積は 1,491 平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町八木の方、譲受人は大阪市中央区の株式会社です。申請地内に太陽光発電施設を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。この農地は、以前も同じく太陽光発電施設を建設するものとして 5 条申請があり、平成 31 年 3 月 26 日付けで許可が出ておりましたが、その後、譲受人の資金繰りが悪化し、事業がなされないままとなっております。そのため、今回、譲受人を替えるということで申請があり、前回の許可の取消し願も同時に提出されております。関連ページは 24 ページから 29 ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号 1 番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が 10 ヘクタール未満のため、第 2 種農地に該当します。一般基準については、資力、信用について残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも、事業の目的が果たされ周辺の農地に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第 5 条第 2 項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員の説明を求めます。
1 番、秋山農業委員。

秋山委員： 1 番、秋山です。よろしくお願ひいたします。午前中、現地の確認を寒い中、御苦労さまでした。関連ページは 24 ページから 29 ページになりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、先ほどの事務局のほうからの説明はございましたが、今回の案件は平成 31 年に申請の許可が取れておりました案件であります。24 ページに許可

の取消し願がありますが、諸事情は先ほど言われましたとおりで、事業を中断するに至ったわけでございます。事業のめどが今回立ったということで再申請に至るわけであります。

次に、場所ですが、25 ページと 26 ページの航空写真を見ていただいたら分かると思います。国道 9 号線の畑ケ中バス停から約 700 メートルほどです。向八木の童和こども園の斜め裏手の農地が今回の申請農地になります。

続いて、28、29 ページについては、前回申請地と同様の設計図と施工図が添付されております。今回の農地ですけれども、周囲に住宅が立ち並ぶ中にある農地であります。今回、大型の太陽光パネルをここへ設置するという事で、隣接の住民の方、それから区の役員の方々については、事業所かどうか、業者の説明会をきっちりやっておられます。それに併せて同意も得られたということで、今回の案件、再申請ではありますが、問題のない案件だと思われまますので、御審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
11 番、坂本農業委員。

坂本委員： 11 番、坂本です。雪があつて地面の状況はよく分からなかったんですけど、荒廃された農地でなく、開発されるということは農地の利用方法がよくなるということで、大変いいことだと思いますので、同意をお願いいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15 番、内田推進委員。

内田推進委員： 15 番、内田でございます。私も午前中に現地を視察してきましたけども、今回は雪がいっぱいありまして、なかなか土地の状況がはっきりと分かりませんでした。前回は申請があつたというようなことがありますので、秋山農業委員の説明で問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
奥藤農業委員。

奥藤委員： ちょっと教えていただきたいのですが、譲渡ですか、それとも賃借。

事務局： 所有権移転です。

奥藤委員： 所有権を移転するということですか。

事務局 : すべて所有権を移転されます。

奥藤委員 : 売買で所有権を移転することですか。

事務局 : 株式会社として法人が売買されます。

奥藤委員 : はい。了解しました。ありがとうございます。

議長 : 他にこの件について質疑はありませんか。
寺尾農業委員。

議長 : 寺尾農業委員。

寺尾委員 : 4番、寺尾です。事務局に教えてほしいのですが、31年3月に許可が出るということで、以前は許可してから1年とかそのぐらいで1回、農業委員に現場を確認する依頼がたしかあったと思うんですけど、許可が出てからどのぐらいで、何か指導をするものなのか、何か申請者へアプローチする必要があるのか、また、事務局のほうから申請者へ何かしてもらえるのか、その辺、どうですか。

事務局 : 基本的には明確な基準等はないのですが、やはり転用される際には早急に着手するということが前提になっておりますので、1年先、2年先となるのはあまりよろしくないかなというところではあります。よく農地パトロールを次の年度で行っていただく際に、前年の許可が出たもの、3条、4条、5条は確認をしてもらうということになっております。

事務局 : 転用案件につきましては、一応大体1年未満で終わるような事業が多いわけですが、1年以上かかるようなものにつきましては、県のほうに進捗状況報告というものを定期的に提出しないといけないことになっております。そのときに、事業者のほうに問合せをしまして、今の進捗状況は何%ですかというような形で問合せをさせていただいて、手をつけられている場合は、進んでいるな、ちょっと遅れているなということになるのですが、全く手をつけられていない場合につきましては、なぜ手をつけられていないのですかというような照会をすることになっております。今回のこの件につきましては、手をつけられていないものの対象になっていて、最終的に取消し願をされたというふうに認識をしております。

議長 : ほかにございませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第 97 号の 1 番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

それでは、報告事項に入ります。報告①、農地法 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 30 ページです。報告①、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。

1 番、八鹿町小佐の土地 1 筆で 1,111 平方メートルです。譲受人は八鹿町小佐の方で、譲渡し人は八鹿町小佐の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が 1 月 24 日で、許可日が 1 月 27 日となっています。

2 番、八鹿町八木の土地 2 筆で、502 平方メートルです。譲受人が八鹿町八木の方で、譲渡し人が八鹿町八木の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が 2 月の 3 日で、許可日が 2 月 15 日となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 31 ページを御覧ください。報告②、農地の使用貸借の解約通知についてです。

届出番号 1 番、八鹿町小佐の土地 1 筆、面積は 1,111 平方メートル。貸し人は養父市八鹿町小佐の方、借り人は養父市八鹿町小佐の方です。合意解約年月日は令和 4 年 1 月 24 日、土地の引渡しは同日となっております。解約条件なしの合意解約によるもので、借り人の所有権移転による解約のものです。こちらは、先ほどのページ、報告①の 1 番の 3 条により所有権移転が完了し

ております。

届出番号2番、養父市上野の土地1筆、面積は1,354平方メートル。貸し人は養父市上野の方、借り人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和4年1月7日、土地の引渡しは令和4年1月4日となっております。解約条件なしの合意解約によるもので、今後の耕作者は不明です。

届出番号3番、養父市中瀬の土地2筆、合計面積は2,721平方メートル。貸し人は芦屋市の方、借り人は養父市関宮の方です。合意解約年月日は令和4年3月31日、土地の引渡しは同日となっております。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は借主が変更となる予定です。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
これで報告事項は終了をいたしました。
以上で第29回養父市農業委員会総会を閉会いたします。

12番西谷英樹 1番秋山博

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷 垣 重 俊

署名委員 西 谷 英 樹

署名委員 秋 山 博

